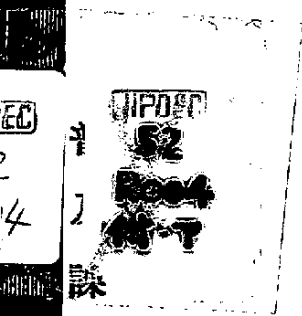


国際情報ネットワークに関する調査研究報告書

付録 諸外国のデータ通信関連制度国別一覧表

昭和 52 年 5 月

(財) 日本情報処理開発協会



この報告書は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて昭和51年度に実施した「国際情報ネットワークに関する調査研究」の一環としてとりまとめたものであります。

凡

例

本調査は、オンライン利用推進委員会調べによる。

1. 調 査 事 項

世界各国のオンライン情報処理に関連する通信回線をめぐる諸制度の概要を調査事項とした。

2. 調 査 国

北米，南米，欧州，環印度洋，アジア・西南太平洋の各圏諸国 28ヶ国を調査対象国とした。

3. 調 査 項 目

通信主管庁，キャリア，回線品目，料金原則，回線提供条件，電算機との接続など 21 項目についての概要調査を行った。

4. 標準調査時点

おおむね各国の 1975 年における制度をまとめてある。

5. 略 語

P T T 郵便電信電話主管庁をさす

CCITT/R 国際電信電話諮問委員会勧告をさす

3. The first of these is the fact that the

the first of these is the fact that the

the first of these is the fact that the

the first of these is the fact that the

the first of these is the fact that the

the first of these is the fact that the

the first of these is the fact that the

the first of these is the fact that the

the first of these is the fact that the

the first of these is the fact that the

the first of these is the fact that the

the first of these is the fact that the

the first of these is the fact that the

目

次

〔北 中 米〕	ア	メ	リ	カ		1			
	カ	ナ	ダ		2				
	コ	ロ	ン	ビ	ア		3		
	メ	キ	シ	コ		4			
〔南	米〕	ア	ル	ゼ	ン	チ	ン		5
	ブ	ラ	ジ	ル		6			
〔欧	州〕	イ	ギ	リ	ス		7		
	イ	タ	リ	ア		8			
	オ	ー	ス	ト	リ	ア		9	
	オ	ラ	ン	ダ		10			
	ス	イ	ス		11				
	ス	ウ	ェ	ー	デ	ン		12	
	ス	ベ	イ	ン		13			
	デ	ン	マ	ー	ク		14		
	西	ド	イ	ツ		15			
	フ	ラ	ン	ス		16			
	ベ	ル	ギ	ー		17			

〔印 度 洋〕	イ	ラ	ン		18
	イ	ン	ド		19
〔アジア西南 太 平 洋〕	イ	ン	ド	ネ シ ア	 20
	オ	ー	ス	ト ラ リ ア	 21
	シ	ン	ガ	ポ ー ル	 22
	タ		イ		23
	台		湾		24
	ニ	ュ	ー	ジ ー ラ ン ド	 25
	フ	ィ	リ	ビ ン	 26
	香		港		27
	マ	レ	ー	シ ア	 28

ア メ リ カ

1 通 信 主 管 庁	OTP (Office of Telecommunications Policy) FCC (Federal Communications Commission) IRAC (Interdepartment Radio Advisory Committee)
2 通信業者 (キャリア)	国内: AT&T (American Telephone & Telegraph Co.) ほかの私法人 国際: ITT (ITT World Communications Inc.) ほかの私法人
3 データ伝送に利用できる通信回線	(略)
4 専用線料金に関する原則	(1) 帯域幅と距離による
5 公衆網料金に関する原則	(1) 市内はほとんど非時分制, ただし全時分制化の方向 (2) 近距離以外は時間と距離による
6 他人使用回線料金の課金先	(1) センターからユーザーへのアクセスポイントまでの専用料金はセンターのオーバーヘッド (2) アクセスポイントまでのユーザーのダイヤル料金はユーザー負担
7 専用線の共同使用	許可, 付加料金なし
8 専用線の多重化	(1) ある範囲で許可 (2) 付加料金なし
9 専用線の交互使用	許可, 付加料金なし
10 音 響 カ プ ラ	許 可
11 専用線と公衆網の接続	可
12 国際回線に関する特別な規制	—
13 私設有線回線の設置	可, 構外については州, 連邦の規制に従う
14 私設無線, マイクロウェーブ回線の設置	FCC承認制
15 INTELSAT協定以外の地域衛星または国内衛星計画	—
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	可
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	"
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	"
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	"
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	"
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	"

カ ナ ダ

1 通 信 主 管 庁	Department of Communications
2 通信業者(キャリア)	国内: 複数の私法人 国際: TELEGLOBE CANADA
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) 50 Kbpsまでのアナログ専用線 (2) 50 Kbpsまでのアナログ網 (3) 非同期110 Kbpsから同期50 Kbpsまでのデジタル網2種類
4 専用線料金に関する原則	(1) 交換局間距離による (2) Multipointは別回線扱 (3) デジタル網は距離条件少(遠近差少)
5 公衆網料金に関する原則	都市内または交換局区域内においては時分制になっていない
6 他人使用回線料金の課金先	ユーザー
7 専用線の共同使用	回線の分割使用は不許可
8 専用線の多重化	(1) 全二重料金適用 (2) 多重化装置は自営または直営
9 専用線の交互使用	アナログ回線で許可, 付加料金なし
10 音 響 カ プ ラ	許 可
11 専用線と公衆網の接続	(1) 同一グループのキャリアの地域では可 (2) 別グループのキャリア間では不可
12 国際回線に関する特別な規制	COTC(Canadian Overseas Telecommunications Corp)が国際回線を扱う, 分割使用および回線の再販売は認められない
13 私設有線回線の設置	構内のみ可
14 私設無線, マイクロウェーブ回線の設置	許可制
15 INTELSAT協定以外の地域衛星または国内衛星計画	有, 1972以降 Telesat運営
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	可
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	"
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	"
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	"
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	"
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	"

コ ロ ン ビ ア

1 通 信 主 管 庁	Ministerio de Comunicaciones
2 通信業者(キャリア)	[長距離電話およびTelex: TELECOM(Empresa Nacional de Telecomunicaciones)] [近距離電話:複数の都市電話会社(政府出資)]
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) 50bpsまでのTelex網 (2) 100bpsまでの電信型専用線 (3) 電話網および1,200bpsまでの電話型専用線
4 専用線料金に関する原則	(1) 同一都市内は固定料金 (2) 長距離は距離による (3) データ伝送に特別料金なし
5 公衆網料金に関する原則	(1) 距離および回線保留時間による (2) ほとんどの都市で市内は時分制
6 他人使用回線料金の課金先	規定なし
7 専用線の共同使用	規定なし, ただし實際上認められない
8 専用線の多重化	(1) 規定なし (2) 事実上許可
9 専用線の交互使用	(1) 規定なし (2) 事実上許可, 付加料金なし
10 音 響 カ プ ラ	許 可
11 専用線と公衆網の接続	(1) 規定なし (2) 事実上可
12 国際回線に関する特別な規制	特になし
13 私設有線回線の設置	構内のみ可
14 私設無線, マイクロウェーブ回線の設置	特別許可制
15 INTELSAT協定以外の地域衛星または国内衛星計画	無
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	規定なし, 事実上可
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	" , "
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	規制なし
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	"
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	"
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	"

メ キ シ コ

1 通 信 主 管 庁	SCT(Secretaría de Comunicaciones y Transportes)
2 通信業者(キャリア)	電話: Telmex (Cia. Telefonos de Mexico, S.A.) その他: SCT直営
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) 電話専用線
4 専用線料金に関する原則	(1) 距離比例
5 公衆網料金に関する原則	市内は非時分制
6 他人使用回線料金の課金先	 ナ シ
7 専用線の共同使用	回線の分割使用は不許可
8 専用線の多重化	不許可
9 専用線の交互使用	(1) データ伝送には25%付加料金 (2) 音声とデータの交互使用はデータとしての扱い
10 音 響 カ プ ラ	不許可(公衆網はデータ伝送に開放されていない)
11 専用線と公衆網の接続	データ伝送につき不可
12 国際回線に関する特別な規制	 ナ シ
13 私設有線回線の設置	構内のみ可
14 私設無線, マイクロウェーブ回線の設置	許可制
15 INTELSAT協定以外の地域衛星または国内衛星計画	無
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	可
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	不 可
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	"
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	"
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	"
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	"

アルゼンチン

1 通 信 主 管 庁	Secretaria de Estado de Comunicaciones
2 通信業者(キャリア)	国内および国際の公衆電話, 専用線, Telex: ENTEL (Empresa Nacional de Telecomunicaciones) 電報, 郵便: ENCOTEL (Empresa Nacional de Correos y Telegrafos)
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) 200bpsまでのTelex網 (2) 交換網および2400bpsまでの電話専用線
4 専用線料金に関する原則	 ナ シ
5 公衆網料金に関する原則	(1) 電話網: 市内は非時分制。データ使用は30%付加料金。 (2) Telex網も同様
6 他人使用回線料金の課金先	 ナ シ
7 専用線の共同使用	不許可
8 専用線の多重化	規定なし
9 専用線の交互使用	規定なし
10 音 響 カ プ ラ	実績なし。ただし不許可とする法的規制もない
11 専用線と公衆網の接続	個別認可
12 国際回線に関する特別な規制	 ナ シ
13 私設有線回線の設置	 "
14 私設無線, マイクロウェーブ回線の設置	 "
15 INTELSAT協定以外の地域衛星または国内衛星計画	無
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	可
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	"
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	不 可
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	"
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	 ナ シ
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	 "

ブ ラ ジ ル

1 通 信 主 管 庁	Ministerio das Comunicações
2 通信業者（キャリア）	長距離：EMBRATEL(Empresa Brasileira de Telecomunicacoes S.A.) 近距離：26社のState Telecommunications Company
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) 音声級アナログ専用線、常時専用のほか時間専用制あり
4 専用線料金に関する原則	(1) 長距離：ユーザー端末間の直線距離による (2) 近距離：市内は固定料金
5 公衆網料金に関する原則	(1) 近距離：月90度数までは基本料金に含む、以上は度数比例 (2) 遠距離：時分制、交換網はデータ伝送に利用できない
6 他人使用回線料金の課金先	まだ遠隔情報処理サービスはない
7 専用線の共同使用	(1) 1回線、両端異者使用は許可 (2) 1回線のFDMまたはTDMは不許可
8 専用線の多重化	(1) 単独使用には許可 (2) 付加料金なし (3) 多重化装置自営
9 専用線の交互使用	許可、付加料金なし
10 音 響 カ ブ ラ	可
11 専用線と公衆網の接続	不 可
12 国際回線に関する特別な規制	 ナ シ
13 私設有線回線の設置	構内のみ可
14 私設無線、マイクロウェーブ回線の設置	可能、ただし鉄道、電力、パイプライン業を除き困難
15 INTELSAT協定以外の地域衛星または国内衛星計画	有
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	可
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	不 可
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	可
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	不 可
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	可
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	不 可

イ ギ リ ス

1 通 信 主 管 庁	Ministry of Trade and Industry
2 通信業者(キャリア)	BPO(British Post Office)
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) 専用線 (2) 公衆網 (3) Datel Services
4 専用線料金に関する原則	 ナ シ
5 公衆網料金に関する原則	(1) 近距離は時分制 (2) 遠距離は距離と保留時間による
6 他人使用回線料金の課金先	(1) ユーザー課金 (2) MPX等はセンターのオーバーヘッド
7 専用線の共同使用	(1) 国際回線についてはPTTの同意を要す (2) 課金は指定の1者に
8 専用線の多重化	(1) 許可 (2) 装置自営または直営
9 専用線の交互使用	許可, 付加料金なし
10 音 響 カ プ ラ	ポータブル装置つき許可
11 専用線と公衆網の接続	(1) (網)-(専用線)-(網)の形は不可 (2) (網)-(専用線)-(専用線)の形は可
12 国際回線に関する特別な規制	CCITT/Rに則る規制
13 私設有線回線の設置	可, 特外は地方政府の許可事項
14 私設無線, マイクロウェーブ回線の設置	許可制
15 INTELSAT協定以外の地域衛星または国内衛星計画	有(ただし公衆通信目的の通信衛星計画はない)
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	可
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	"
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	個別承認
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	"
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	可
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	"

イ タ リ ア

1 通 信 主 管 庁	PTT
2 通信業者(キャリア)	「電信: PTT(国内, 欧州内), ITALCABLE(国際間)」「電話: PTT(長距離), SIP(Societa Italiana per l'Esercizio Telefonico p.a.)」「データ: SIP(国内, 国際間)」「衛星通信: Telespazio
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) 電話型 1-1 音声級(専用網), 1-2 M102専用 1-3 広帯域 1-4 時間専用 (2) 電信型 2-1 専用(200bpsまで) 2-2 50bps網
4 専用線料金に関する原則	(1) 距離による, 近距離は実回線表, 遠距離は直線距離 (2) Multipointは最長回線料金プラス1ドロップ毎に20%割増 (3) LoopはMultipointに同じ (4) 特別品質には定額割増料金
5 公衆網料金に関する原則	(1) 距離および保留時間を基礎 (2) 近距離も度数制
6 他人使用回線料金の課金先	ユーザーに課金
7 専用線の共同使用	(1) 国内回線につき不許可 (2) 国際回線につきPTTの同意を要す (3) センターのTSSにつきPTTの同意を要す
8 専用線の多重化	(1) 許可 (2) 付加料金なし (3) 多重化装置直営
9 専用線の交互使用	許可, 付加料金なし
10 音 響 カ プ ラ	(1) 未規制 (2) ポータブル装置のみにつき許可の方向
11 専用線と公衆網の接続	(1) 単独使用者は遠隔MPX使用により可 (2) 共同使用者はシステムによる (3) センターの場合直営のTDM-MPXを使用して可
12 国際回線に関する特別な規制	特になし, 原則としてCCITT/R尊重
13 私設有線回線の設置	公衆網に接続しない場合のみ構内のみで可
14 私設無線, マイクロウェーブ回線の設置	無線法により許可, PTTによる周波数割当て規制
15 INTELSAT協定以外の地域衛星または国内衛星計画	無
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	可
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	"
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	条件つき可
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	可
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	"
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	"

オーストリア

1 通 信 主 管 庁	DGPT (Direction générale des postes et des télégraphes)
2 通信業者 (キャリア)	DGPT (Direction générale des postes et des télégraphes)
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) Telex 網 (2) 電話網 (3) 2.6Kbps 音声級専用線 (4) 48Kbps までの広帯域チャネル
4 専用線料金に関する原則	 ナ シ
5 公衆網料金に関する原則	時分制
6 他人使用回線料金の課金先	センターのオーバーヘッドに含む
7 専用線の共同使用	(1) ユーザーの種類による制限あり (2) 付加料金なし
8 専用線の多重化	(1) 付加料金なし (2) 多重化装置自営
9 専用線の交互使用	 ナ シ
10 音 響 カ プ ラ	不許可, 例外あり
11 専用線と公衆網の接続	不 可
12 国際回線に関する特別な規制	CCITT/R 尊重
13 私設有線回線の設置	構内のみ可
14 私設無線, マイクロウェーブ回線の設置	許可制
15 INTELSAT 協定以外の地域衛星または国内衛星計画	無
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	可
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	"
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	"
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	"
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	"
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	"

オ ー ラ ン ド

1 通 信 主 管 庁	Ministry of Traffic and Water Works
2 通信業者(キャリア)	Staatsbedryf der Posteryen, Telegrafie en Telefonie
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) 電話型 1-1 音声級(専用網) 1-2 M102専用 1-3 広帯域 (2) 電信型 2-1 150bpsまでの専用 2-2 50bps網
4 専用線料金に関する原則	(1) 距離による。近距離と遠距離では別原理 (2) 分岐線は別回線扱い
5 公衆網料金に関する原則	(1) 距離と保留時間を基礎 (2) 近距離も度数制
6 他人使用回線料金の課金先	ユーザーに課金
7 専用線の共同使用	許可, 付加料金なし
8 専用線の多重化	(1) 許可 (2) 付加料金なし (3) 多重化装置直営
9 専用線の交互使用	許可, 付加料金なし
10 音 響 カ ブ ラ	許 可
11 専用線と公衆網の接続	可
12 国際回線に関する特別な規制	 ナ シ
13 私設有線回線の設置	可, 構外はP T Tと地方政府の許可を要す
14 私設無線, マイクロウェーブ回線の設置	不許可
15 INTELSAT協定以外の地域衛星または国内衛星計画	 ナ シ
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	可
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	"
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	公共の利益に合致するとき可
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	可
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	"
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	"

ス イ ス

1 通 信 主 管 庁	Department of Traffic and Energy
2 通信業者(キャリア)	Swiss PTT Telecommunications Services
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) 電話型 1-1.9600bpsまでおよび48Kbpsの専用 1-2.3600bpsまでの網 (2) 電信型 2-150, 75, 100, 200bpsの専用 2-250bps Telex網
4 専用線料金に関する原則	(1) 直線距離による (2) Multipointは回線区間毎に別課金
5 公衆網料金に関する原則	(1) 距離および保留時間による (2) 近距離データ伝送は時分制化の見込
6 他人使用回線料金の課金先	(1) センターの発呼はセンターのコスト (2) ユーザーの発呼と専用料金はユーザーに課金
7 専用線の共同使用	(1) point/point, 2者共同のとき, 付加料金なし (2) Multipoint のとき (イ) DP サービスセンターの他人使用のとき基本料金は2倍 (ロ) 関連業務関係者の共同使用: 基本料金は1.5倍 (ハ) 非関連業務関係者の共同使用: 基本料金は2倍
8 専用線の多重化	(1) 多重化の個別チャネル毎に基本料金(総額に限度あり) (2) 装置自営
9 専用線の交互使用	許可, PBXへの接続は不可
10 音 響 カ プ ラ	標準装置のとき許可
11 専用線と公衆網の接続	緩い規制あり
12 国際回線に関する特別な規制	CCITT/Rに従う
13 私設有線回線の設置	構内のみ可
14 私設無線, マイクロウェーブ回線の設置	許可制
15 INTELSAT協定以外の地域衛星または国内衛星計画	無
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	可
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	"
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	個別承認
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	可
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	"
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	"

ス ウ ェ ー デ ン

1 通 信 主 管 庁	TELEVERKET (The Director General of Telecommunications)
2 通信業者 (キャリア)	TELEVERKET
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) 電話型 1-1,200bps までの網 1-2,9600bps までの専用 (2) 電信型 2-1,500bps までの Telex 網 2-2,750bps までの専用 (3) 48Kbps までの広帯域専用
4 専用線料金に関する原則	(1) 直線距離による。遠距離通減制 (2) Multipoint と Loop は別回線扱 (3) 2 線式は 4 線式に比し 20% 減
5 公衆網料金に関する原則	近距離も非時分制
6 他人使用回線料金の課金先	ユーザーに課金
7 専用線の共同使用	(1) 国内回線：規制なし、付加料金なし (2) 国際回線：割高料金
8 専用線の多重化	(1) 許可 (2) 付加料金なし (3) 装置直営
9 専用線の交互使用	許可、付加料金なし
10 音 響 カ プ ラ	不許可
11 専用線と公衆網の接続	可
12 国際回線に関する特別な規制	特になし
13 私設有線回線の設置	構内のみ可
14 私設無線、マイクロウェーブ回線の設置	許可制
15 INTELSAT 協定以外の地域衛星または国内衛星計画	 ナ シ
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	可
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	"
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	"
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	"
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	"
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	"

ス ペ イ ン

1 通 信 主 管 庁	Direccion General de Correos Telecomunicacion (DGCT)
2 通信業者(キャリア)	郵便, 電信: DGCT 電話: CTNE(Compania Telefonica Nacional de Espana)(政府41%出資)
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) 電信型 1-1200bps までの専用 1-250bps Telex網 (2) 電話型 1200bps までの音声級専用網 (3) 7200bps までの M102 専用 (4) 48Kbps までの広帯域
4 専用線料金に関する原則	(1) 近距離は経由する交換局数による (2) 遠距離は直線距離 (3) Multi point は同一構内に限る (4) Loop に対しては未定
5 公衆網料金に関する原則	近距離は時分制
6 他人使用回線料金の課金先	ユーザーに課金
7 専用線の共同使用	不許可
8 専用線の多重化	(1) 許可 (2) 装置直営
9 専用線の交互使用	許可, モデム中の信号装置料金のみ追加
10 音 響 カ プ ラ	検討中
11 専用線と公衆網の接続	不 可
12 国際回線に関する特別な規制	特になし
13 私設有線回線の設置	公衆網に接続しない場合にのみ構内のみで可
14 私設無線, マイクロウェーブ回線の設置	許可制
15 INTELSAT協定以外の地域衛星または国内衛星計画	 ナ シ
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	可
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	〃
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	特別な場合に可
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	事例なし
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	可
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	可

デ ン マ ー ク

1 通 信 主 管 庁	Ministry of Public Affairs
2 通信業者(キャリア)	Generaldirektoratet for Post-og Telegraefraesent (P&T)
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) 200, 1200, 2400bps の電話網 (2) 50, 200, 1200, 2400, 4800, 48 Kbps の電話専用線 (3) 50bps Telex網
4 専用線料金に関する原則	距離による遠距離通 減制 (2) Multipoint と Loop は別回線扱
5 公衆網料金に関する原則	(1) 距離および保留時間を基礎 (2) 近距離は時分制
6 他人使用回線料金の課金先	ユーザーに課金
7 専用線の共同使用	(1) 許可 (2) 20% 付加料金
8 専用線の多重化	
9 専用線の交互使用	許可, 付加料金なし
10 音 響 カ ブ ラ	不許可
11 専用線と公衆網の接続	不 可
12 国際回線に関する特別な規制	特になし
13 私設有線回線の設置	構内のみ可
14 私設無線, マイクロウェーブの回線の設置	許可制, 問題なし
15 INTELSAT協定以外の地域衛星または国内衛星計画	無
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	可
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	"
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	公共の利益に合致するとき可
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	可
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	可, ただし「いってこい」条件
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	可

西 ド イ ツ

1 通 信 主 管 庁	PTT (Deutschen Bundespost)
2 通信業者 (キャリア)	PTT
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) 交換網 1-1 Telex (50bpsまで) 1-2 Datex (200bpsまで) 1-3 電話型 (2400bpsまで) (2) 専用線 (電信型, 電話型, 広帯域)
4 専用線料金に関する原則	(1) 距離による (2) Multipointは別回線扱
5 公衆網料金に関する原則	(1) 距離および保留時間を基礎 (2) 近距離は非時分制
6 他人使用回線料金の課金先	 ナ ン
7 専用線の共同使用	不許可
8 専用線の多重化	(1) データ伝送につき許可 (2) 付加料金あり (3) 多重化装置自営
9 専用線の交互使用	許可, 付加料金あり
10 音 響 カ プ ラ	ポータブル装置に対し許可
11 専用線と公衆網の接続	付加料金で可
12 国際回線に関する特別な規制	CCITT/Rに則る規制あり
13 私設有線回線の設置	構内のみ可
14 私設無線, マイクロウェーブ回線の設置	原則的に不許可
15 INTELSAT協定以外の地域衛星または国内衛星計画	無
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	可
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	"
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	不 可
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	可
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	公衆網との接続がないとき, 社内使用のみ可
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	可

フ ラ ン ス

1 通 信 主 管 庁	Ministère des Postes et Télécommunications
2 通信業者(キャリア)	Ministère des Postes et Télécommunications
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) 電信型専用線および網 (2) 電話型専用線および網, なおPCMデータ交換サービス(CADUCEE計画)
4 専用線料金に関する原則	(1) 距離による350Km頭うち (2) MultipointとLoopは別回線扱 (3) M102高品質は通常品質回線の20%増 (4) 3者以上共同使用料金に対し単独使用または2者共同使用は30%減
5 公衆網料金に関する原則	(1) 距離と保留時間を基礎 (2) 近距離は非時分制
6 他人使用回線料金の課金先	この場合付加料金あり, 2種類の選択 (1) 3分単位の付加料金 (2) 任額月額付加料金
7 専用線の共同使用	(1) 関連業務関係の2者共同: 許可, 基準より30%割引料金 (2) 関連業務関係の3者以上共同: 個別検討, 基準料金 (3) 非関連業務関係の2者以上共同: 個別認可, 基準料金
8 専用線の多重化	(1) 許可 (2) 共同使用におけるような付加料金 (3) 多重化装置自営
9 専用線の交互使用	認可, ただし条件により単独使用等への優遇料金解消
10 音 響 カ ブ ラ	許 可
11 専用線と公衆網の接続	(1) 専用線の両端が同一料金局区域内のとき両端で網に接続可 (2) 専用線の両端が別料金区域にあるとき1端でのみ網に接続可
12 国際回線に関する特別な規制	規制あり
13 私設有線回線の設置	構内可, 構外はPTTの専用線に見なされる。
14 私設無線, マイクロウェーブ回線の設置	許可制
15 INTELSAT協定以外の地域衛星または国内衛星計画	有, Symphonies
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	可
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	"
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	個別承認。相補的, または類似の, もしくは関連する, 業務関係のとき承認の方針
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	可, 標準化モデム使用を条件
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	可
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	"

ベ ル キ ー

1 通 信 主 管 庁	PTT (Administration général de la Régie des télégraphes et des téléphones)
2 通信業者 (キャリア)	PTT (Régie des télégraphes et des téléphones de Belgique)
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) 50 bps と 200 bps の Telex 網 (2) 2400 bps までの電話網 (3) 200 bps までの電信型専用線 (4) 9600 bps までの電話型専用線 (5) 48 Kbps 広帯域チャネル
4 専用線料金に関する原則	(1) 条件: 距離, 回線品質, 単独/2者共同/多数共同使用 (2) Multipoint と Loop は別回線扱 (3) 近距離は距離による (4) 長距離は地域隣接・非隣接による (5) 時間料金・夜間料金なし
5 公衆網料金に関する原則	 ナ シ
6 他人使用回線料金の課金先	 ナ シ
7 専用線の共同使用	(1) 許可 (2) 50 % 付加料金
8 専用線の多重化	(1) 許可 (2) 多重化装置は自営または直営
9 専用線の交互使用	許可, 付加料金なし
10 音 響 カ プ ラ	許可
11 専用線と公衆網の接続	可, 専用線に対し 50 % 付加料金
12 国際回線に関する特別な規制	特になし
13 私設有線回線の設置	構内のみ可
14 私設無線, マイクロウェーブ回線の設置	困難
15 INTELSAT 協定以外の地域衛星または国内衛星計画	無
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	可
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	"
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	可, 共同利用付加料金および分岐リンクごとに 20 % の割増金
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	可
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	"
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	"

イ ラ シ

1 通 信 主 管 庁	PTT
2 通信業者(キャリア)	T C I (Telecommunications Company of Iran)
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) 2400 bps までの音声級電話線
4 専用線料金に関する原則	 ナ シ
5 公衆網料金に関する原則	(1) 距離と保留時間による (2) 近距離は度数制
6 他人使用回線料金の課金先	 ナ シ
7 専用線の共同使用	 "
8 専用線の多重化	 "
9 専用線の交互使用	 "
10 音 響 カ プ ラ	 "
11 専用線と公衆網の接続	規制なし
12 国際回線に関する特別な規制	 ナ シ
13 私設有線回線の設置	構内可, 構外は T C I の責任
14 私設無線, マイクロウェーブ回線の設置	許可制
15 INTELSAT 協定以外の地域衛星または国内衛星計画	 ナ シ
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	方針未定
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	"
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	"
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	"
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	"
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	"

イ シ ド

1 通 信 主 管 庁	Ministry of Communications	
2 通信業者(キャリア)	国内: PTD (Posts and Telegraph Department) 国外: OCS (Overseas Communications Service), PTD	
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) 音声級専用線利用可能	
4 専用線料金に関する原則		ナ シ
5 公衆網料金に関する原則		"
6 他人使用回線料金の課金先		"
7 専用線の共同使用		"
8 専用線の多重化		"
9 専用線の交互使用		"
10 音 響 カ プ ラ	未だ要望がない	
11 専用線と公衆網の接続	(公衆網はデータ伝送に使えない)	
12 国際回線に関する特別な規制	規制あり	
13 私設有線回線の設置	構内可, 構外についてはPTの特別承認を要す	
14 私設無線, マイクロウェーブ回線の設置	許可制	
15 INTELSAT協定以外の地域衛星または国内衛星計画	無	
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	問題はない見込み	
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	不可	
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理		ナ シ
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理		"
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	問題はない見込み	
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理		ナ シ

インドネシア

1 通 信 主 管 庁	PTT	
2 通信業者(キャリア)	PERUMTEL(Perusahaan Umum Telèkounnikasi)	
3 データ伝送に利用できる通信回線		ナ シ
4 専用線料金に関する原則		"
5 公衆網料金に関する原則		"
6 他人使用回線料金の課金先		"
7 専用線の共同使用		"
8 専用線の多重化		"
9 専用線の交互使用		"
10 音 聲 カ プ ラ		"
11 専用線と公衆網の接続		"
12 国際回線に関する特別な規制		"
13 私設有線回線の設置		"
14 私設無線, マイクロウェーブ回線の設置		"
15 INTELSAT協定以外の地域衛星または国内衛星計画		"
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理		"
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理		"
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理		"
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理		"
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理		"
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理		"

オーストラリア

1 通信主管庁	Postal and Telecommunications Department
2 通信業者(キャリア)	国内:ATC(the Australian Telecommunications Commission) 国際:OTC(A)(Overseas Telecommunications Commission(Australia))
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) 網 1-1 50bps Telex網 1-2 1200bpsまでの音声級データ網 1-3 CUDN(蓄積交換型データ網) (2) 専用線 2-1 50.75 bps 電信型 2-2 音声級および4800bpsまでのM102 2-3 48KHzまたは240KHzの広帯域
4 専用線料金に関する原則	 ナシ
5 公衆網料金に関する原則	(1) 近距離:度数制 (2) 遠距離:距離と時間による時分制 (3) CUDNはメッセージ長, 速度, プライオリティー, ノード通過数, I/O装置などの条件によりメッセージ毎に課金
6 他人使用回線料金の課金先	(1) ユーザーへの接続回線とモデム費用はユーザーに課金, (2) MPXまでの回線費用はセンターのオーバーヘッド
7 専用線の共同使用	(1974年現在)(1) 不許可, (2) ただし類似業務関係者の共同使用につき付加料金つき許可の方向
8 専用線の多重化	(1) 音声回線のFDMによる電信級への多重化は3.6倍の付加料金, 装置は自営 (2) TDMによるデジタル・サブチャネル多重化は通常のデータ伝送用付加料金(25%, もしM102 級を望むときさらに10%)
9 専用線の交互使用	(1) 許可, (2) データ伝送回線級, (3) 直営の信号・切換装置費用付加
10 音 響 カ ブ ラ	固定された装置以外の場合許可
11 専用線と公衆網の接続	データ伝送だけのとき可
12 国際回線に関する特別な規制	規制あり
13 私設有線回線の設置	構内可, 構外はAPOの責任
14 私設無線, マイクロウェーブ回線の設置	可, ただし周波数割当を受けることは困難
15 INTELSAT協定以外の地域衛星または国内衛星計画	検討中
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	可
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	〃
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	公共の利益に合致するとき
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	可
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	可, 「いってこい」条件
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	可

シンガポール

1 通 信 主 管 庁	Ministry of Communications	
2 通信業者(キャリア)	TAS (Telecommunication Authority of Singapore)	
3 データ伝送に利用できる通信回線		ナ シ
4 専用線料金に関する原則		"
5 公衆網料金に関する原則		"
6 他人使用回線料金の課金先		"
7 専用線の共同使用		"
8 専用線の多重化		"
9 専用線の交互使用		"
10 音 響 カ プ ラ		"
11 専用線と公衆網の接続		"
12 国際回線に関する特別な規制		"
13 私設有線回線の設置		"
14 私設無線, マイクロウェーブ回線の設置		"
15 INTELSAT協定以外の地域衛星または国内衛星計画		"
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理		"
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理		"
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理		"
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理		"
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理		"
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理		"

1 通 信 主 管 庁	Ministry of Communications
2 通信業者（キャリア）	国内電話：TOT (Telephone Organization of Thailand) 国内電信電報：PTD (Post & Telegraph Department) 国際：PTD
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) 電話型、音声級専用、網、M102 (2) 電信型 2-1 200bps専用 2-2 50・75bps網 (注 網による場合、品質は保証されない)
4 専用線料金に関する原則	(1) 距離による
5 公衆網料金に関する原則	 ナ シ
6 他人使用回線料金の課金先	 "
7 専用線の共同使用	不許可
8 専用線の多重化	 ナ シ
9 専用線の交互使用	許可、付加料金なし
10 音 響 カ ブ ラ	許 可
11 専用線と公衆網の接続	 ナ シ
12 国際回線に関する特別な規制	 "
13 私設有線回線の設置	構内のみ可
14 私設無線、マイクロウェーブ回線の設置	許可制
15 INTELSAT 協定以外の地域衛星または国内衛星計画	 ナ シ
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	可
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	"
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	"
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	個別承認
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	可
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	"

1 通 信 主 管 庁	Ministry of Communications
2 通信業者（キャリア）	国内：T T A (Taiwan Telecommunication Administration) 国際：C G R A (Chinese Government Radio Administration)
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) 50bps電信型専用線 (2) 2400bpsまでの電話型専用線 (注 電話網はデータ伝送に利用できない)
4 専用線料金に関する原則	(1) 近距離：定額料金 (2) 遠距離：距離による
5 公衆網料金に関する原則	 ナ シ
6 他人使用回線料金の課金先	 "
7 専用線の共同使用	不許可
8 専用線の多重化	(1) 装置直営 (2) モデム料金以外付加料金なし
9 専用線の交互使用	許可、付加料金あり
10 音 響 カ プ ラ	(公衆網はデータ伝送に未開放)
11 専用線と公衆網の接続	(公衆網はデータ伝送に使えない)
12 国際回線に関する特別な規制	 ナ シ
13 私設有線回線の設置	可、構外はP T Tの特別許可を要す
14 私設無線、マイクロウェーブ回線の設置	許可制
15 INTELSAT協定以外の地域衛星または国内衛星計画	 ナ シ
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	可
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	不 可
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	個別承認
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	(交換網はデータ伝送に使えない)
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	可
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	(交換網はデータ伝送に使えない)

ニュージーランド

1 通 信 主 管 庁	NZPO (New Zealand Post Office)
2 通信業者(キャリア)	NZPO (New Zealand Post Office)
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) 電信型 1-1 200bps までの専用 1-2 50bps Telex 網 (2) 電話型 2-1 9600bps までの専用 2-2 1200bps までの網
4 専用線料金に関する原則	(1) 距離比例
5 公衆網料金に関する原則	(1) 距離比例 (2) 近距離：非時分制
6 他人使用回線料金の課金先	センターのコスト
7 専用線の共同使用	(1) 許可 (2) 37.5% 付加料金
8 専用線の多重化	(1) 付加料金なし (2) 装置自営
9 専用線の交互使用	許可, 付加料金なし
10 音 響 カ プ ラ	不許可
11 専用線と公衆網の接続	可
12 国際回線に関する特別な規制	特になし
13 私設有線回線の設置	構内可, 構外は P T T が設置
14 私設無線, マイクロウェーブ回線の設置	許可制
15 INTELSAT 協定以外の地域衛星または国内衛星計画	無
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	可
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	"
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	"
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	"
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	"
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	"

フ ィ リ ピ ン

1 通 信 主 管 庁	Department of Public Works and Telecommunication
2 通信業者(キャリア)	国内: BOT (Bureau of Telecommunications) ほか複数の私法人 国際: PHILCOM (Philippine Global Communications Inc.) ほか複数の私法人
3 データ伝送に利用できる通信回線	(1) 1200 bps 電話型専用線 (2) 50, 75, 100, 200 bps 電信型専用線 (3) 50 bps Telex 網 注 電話網はデータ伝送に利用できない
4 専用線料金に関する原則	(1) 距離による
5 公衆網料金に関する原則	非時分制
6 他人使用回線料金の課金先	ユーザー分離課金
7 専用線の共同使用	(1) キャリアの承認により許可 (2) 付加料金なし
8 専用線の多重化	音声級回線の多重化を許可
9 専用線の交互使用	 ナシ
10 音 響 カ プ ラ	 "
11 専用線と公衆網の接続	 "
12 国際回線に関する特別な規制	特定の国際コモunkャリヤのみ可能 (RCA, ITT, EASTERN, PTT/POTC, PLDT)
13 私設有線回線の設置	可, 構外はコモunkャリヤが提供
14 私設無線, マイクロウェーブ回線の設置	可, ただし政府の規制あり
15 INTELSAT 協定以外の地域衛星または国内衛星計画	無
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理	可
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理	不可
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理	個別認可
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理	(交換網はデータ伝送に使えない)
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理	可
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理	(交換網はデータ伝送に使えない)

香

港

1 通 信 主 管 庁	General Post Office	
2 通信業者(キャリア)	国内 電話 : H T C (Hong Kong Telephone Co. Ltd.), C & W 国際 : C & W (Cable & Wireless. Ltd.)	
3 データ伝送に利用できる通信回線		ナ ジ
4 専用線料金に関する原則		"
5 公衆網料金に関する原則		"
6 他人使用回線料金の課金先		"
7 専用線の共同使用		"
8 専用線の多重化		"
9 専用線の交互使用		"
10 音 聲 カ プ ラ		"
11 専用線と公衆網の接続		"
12 国際回線に関する特別な規制		"
13 私設有線回線の設置		"
14 私設無線、マイクロウェーブ回線の設置		"
15 INTELSAT協定以外の地域衛星または国内衛星計画		"
16 専用線の単独使用によるオンライン情報処理		"
17 公衆網の単独使用によるオンライン情報処理		"
18 専用線の共同使用によるオンライン情報処理		"
19 公衆網の共同使用によるオンライン情報処理		"
20 専用線の他人使用によるオンライン情報処理		"
21 公衆網の他人使用によるオンライン情報処理		"

マ レ ー シ ア

1	通 信 主 管 庁	Ministry of Communications	
2	通信業者(キャリア)	TD(Telecommunications Department)	
3	データ伝送に利用できる通信回線		ナ、シ
4	専用線料金に関する原則		"
5	公衆網料金に関する原則		"
6	他人使用回線料金の課金先		"
7	専用線の共同使用		"
8	専用線の多重化		"
9	専用線の交互使用		"
10	音 響 カ プ ラ		"
11	専用線と公衆網の接続		"
12	国際回線に関する特別な規制		"
13	私設有線回線の設置		"
14	私設無線、マイクロウェーブ回線の設置		"
15	INTELSAT協定以外の地域衛星または国内衛星計画		"
16	専用線の単独使用によるオンライン情報処理		"
17	公衆網の単独使用によるオンライン情報処理		"
18	専用線の共同使用によるオンライン情報処理		"
19	公衆網の共同使用によるオンライン情報処理		"
20	専用線の他人使用によるオンライン情報処理		"
21	公衆網の他人使用によるオンライン情報処理		"

請求
番号 52-R004 付録ア

JIPDEC

登録
番号

著者名 国際情報ネットワークに関する
調査研究報告書
書名 付録 諸外国のデータ通信網制度
国別一覧表

所属	帯出者氏名	貸出日	返却 予定日	返却日

—— 禁無断転載 ——

昭和 52 年 5 月 発行

発行所 財団法人 日本情報処理開発協会
東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 8 号
機械振興会館内
Tel (434) 8 2 1 1 (代表)

印刷所 日本製版株式会社
東京都文京区大塚 5 - 25 - 16

